

別紙8 リスク分担表

項 目		指定管理者	区
物価若しくは金利の変動に伴う経費の増加又は収入の減少		◎	※1
関係法令等の変更に伴う経費の増加又は収入の減少		◎	※2
需要変動による収入の減少		◎	
区が取得すべき許認可等が取得又は更新されないことによる事業の中止及び延期			◎
指定管理者が取得すべき許認可等が取得又は更新されないことによる事業の中止及び延期		◎	
運營業務（施設の提供、苦情処理、受付案内）		◎	
施設の維持管理（清掃、施設保守点検、設備等法定点検、日常的修繕、警備、安全衛生管理、光熱水費支出等）		◎	
施設等の利用の承認、不承認、承認の取消し等		◎	
利用料金制度に伴う料金徴収業務		◎	○（金額の承認）
物品管理		◎	
目的外使用に関すること（公衆電話、自動販売機等の設置者との日常的連絡調整・使用料報告等）		◎（許可を除く）	○（許可）
災害時対応（待機連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置等）		◎	○（指示等）
災害復旧（本格復旧）		○（休館等工事への協力）	◎
本施設の改修・計画的修繕及び資本的支出に該当する修繕			◎
指定解除による損害（指定管理者の責めに帰すべき事由による）		◎	
管理瑕疵責任	設計や構造にかかわるもの		◎
	運営や日常的修繕にかかわるもの	◎	
	指定管理者の管理瑕疵（かし）に基づく物品の破損に伴う修繕又は更新に係る費用	◎	
	指定管理者の管理瑕疵によらない本施設又は設備の損壊等に伴う修繕費用等で1件予定価格60万円以上（税込み）のもの		◎

	指定管理者の管理瑕疵によらない本施設又は設備の損壊等に伴う修繕費用等で1件予定価格60万円未満(税込み)のもの	◎	
	指定管理者の管理瑕疵によらない本施設又は設備の損壊等に伴う事業の中断等	協議事項	
	不可抗力による本施設及び設備の復旧経費		◎
	不可抗力による事業の中断及びこれに伴う指定管理者の損害	協議事項	

- ※1 指定管理者が収支計画に多大な影響が出る場合は、協議を行うものとする。
- ※2 施設の管理運営に直接影響がある場合は、協議を行うものとする。